

契 約 書 (案)

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和８年度公務災害防止啓発映像教材「公務職場における熱中症対策（仮称）」制作業務（以下「本業務」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第１条 甲は乙に対し、本業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

（業務の内容）

第２条 業務の内容は別添の仕様書のとおりとする。

（提案の内容）

第３条 乙は別添の提案内容を遵守し、本業務を処理するものとする。

（履行期間）

第４条 履行期間は、契約締結日から令和９年２月１９日までとする。

（委託金額及び支払い方法）

第５条 本業務の委託金額及び支払方法は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体からロケ施設の提供を受けるなど、委託金額の積算に変更が生じた場合は、関係費用を減額したうえで委託金額の修正を行うものとする。

- （１）委託金額 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- （２）支払方法 甲が乙の業務の完了を確認した後、甲は乙の適正な請求書の受理後、１か月以内に乙の指定する銀行口座に振り込む。

（契約保証金）

第６条 契約保証金は免除とする。

（著作権）

第７条 本業務で制作する映像教材に関する著作権法第２７条及び第２８条に定める権利を含む全ての著作権は、地方公務員災害補償基金が所有する。

- ２ 乙は、本業務で制作する映像教材について、乙が著作権者人格権（著作権法第１８条から第２０条までに規定する権利をいう。）を所有する場合は、乙は著作権者人格権を行使しないものとする。
- ３ 乙は、本業務で制作する映像教材について、第三者が著作権者人格権（著作権法第１８条から第２０条までに規定する権利をいう。）を所有する場合は、当該第三者が著作権者人格権を行使しないとする権利処理を行うものとする。

(契約不適合責任)

第8条 業務の完了後から1年以内に乙の責に帰すべき契約不適合が発見された場合は、甲の指示する期限までに乙は無償でこれを修補するものとする。

(成果物に関する所有権及び管理)

第9条 本契約に基づき作成したマザーテープの所有権は甲に帰属するものとし、甲の指示に従い乙が責任を持って管理、保管する。

(契約内容の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、甲と乙が協議の上、委託料等の契約内容を変更するものとする。

3 甲は、第1項の変更により、乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の何れかに該当すると認めたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が履行期間内に履行を完了しなかったとき又は完了できないことが客観的に明らかなとき。

(2) 前号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

(3) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利

用するなどしているとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 乙が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき、又は清算に入ったときなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

(6) 乙が無能力者となり、又は居所不明となったとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は、乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

(違約金)

第12条 乙は、前条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の100分の20に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

2 前項の規定は、甲に生じた直接又は間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、この契約の履行に際して知り得た事業上の秘密を、甲の承認を得ない限り、第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(個人情報の取り扱い)

第15条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(定めない事項)

第16条 甲と乙とは信義誠実をもって本契約を履行し、本契約に疑義が生じたとき及び本契約に定めない事項に関しては、甲乙協議の上、処理するものとする。

以上の契約の确实を証するため本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

甲 東京都千代田区麹町三丁目二番地
一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会
理 事 長

乙 ○○○○○○○○○○○
○○○○ ○ ○ ○ ○
○○○○ ○ ○ ○ ○

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(事務従事者への周知)

第3条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(適正管理)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第 10 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査)

第 11 条 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第 12 条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。